

貯蓄預金規定

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る、当金庫の申込書（入金票）の提出を受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1. （取扱店の範囲）

貯蓄預金（以下「この預金」といいます。）は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻しができます。

2. （証券類の受入れ）

- (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」といいます。）を受入れます。
- (2) 手形要件（とくに振出日、受取人）、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. （振込金の受入れ）

- (1) この預金口座には、為替による振込金を受入れます。ただし、この預金口座の名義人より、当該振込みに係る入金拒絶の申し出がある場合には、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。また、この預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）の振込金は、入金を受入れをせず、資金を振込人に返却します。
- (2) この預金口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. （受入証券類の決済、不渡り）

- (1) 証券類は、受入店で取立、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信すると

もに、その金額を貯蓄預金元帳から引落とし、その証券類は当店で返却します。

- (3) 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものに限り、その証券類について権利保全の手続をします。

5. （預金の払戻し）

- (1) この預金を払戻すときは、払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- (2) 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (3) 前2項の規定にかかわらず、本規定に定める各預金の預金口座の名義人に相続が開始した後（当金庫が預金口座名義人の死亡届を受理した後）は、当該名義人の共同相続人全員の総意（相続人が一人の場合は当該相続人の意思とします。以下同じ。）による払戻し請求でなければ、払戻しできません。ただし、家事事件手続法第200条第3項の保全処分、または民法第909条の2の規定に基づく払戻し請求に係る仮払いについては、この限りではありません。

6. （自動支払い等）

この預金口座からは、各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この預金口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

7. （手数料の取扱い）

(1) 未利用口座管理手数料

- ①令和2年10月1日以降に開設された貯蓄預金口座は、最後のお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動（なお、該当口座のお利息の元本への組入れ及び未利用口座管理手数料の引落としは除くものとします。）から2年以上、一度もお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動がない口座を未利用口座として取扱います。また、未利用口座のうち、通帳等の盗難、紛失などにより利用が停止されている口座も未利用口座として取扱います。
- ②預金者の口座が未利用口座となった場合、お届けの氏名、住所に宛て、通知を発信します（第5項各号に定める場合を除きます）。なお、この通知が延着し、または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到着したものとみなしま

- す。
- ③前項の通知を発信してから、発信の翌々月末までにお預け入れまたは払戻し等による口座残高の変動がない場合、その翌月における当金庫が定める任意の日に1,200円(年額、消費税別途)の未利用口座管理手数料(以下「本手数料」といいます。)をご負担いただきます。預金者の口座が未利用口座である場合、翌年以降も同様の手続により本手数料をご負担いただきます。
- ④前項の本手数料は、通帳、払戻請求書の提出なしに、該当の未利用口座より引落すものとします。
- ⑤第3項にかかわらず、次のいずれかの条件にあてはまる場合、本手数料はかからないものとします。
- 未利用口座の預金残高が1万円以上である場合
 - 未利用口座の取引店と同一取引店で、定期性預金(定期預金、積立定期預金、定期積金)のお取引がある場合
 - 未利用口座の取引店と同一取引店で、預かり資産(投資信託、国債)のお取引がある場合
 - 未利用口座の取引店と同一取引店で、借入(カードローン等を含みます)のお取引がある場合
- ⑥未利用口座の口座残高が本手数料の金額に満たない場合(0円を含みます)は、当該口座残高を、本手数料の一部としていただいたのち、預金者に通知することなくこの未利用口座を解約できるものとします。この場合、預金者は、未利用口座の口座残高以上の支払義務を負わないものとします。
- ⑦前項による未利用口座の解約にともないお客さまに生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- ⑧引落し済みの本手数料は返却しません。

- ⑨解約した未利用口座の再利用の求めには応じません。
- (2) その他手数料
- ①この預金の取引に関する手数料が改定もしくは新設された場合にも、その他手数料はこの預金口座から払戻請求書等によらず引落します。
 - ②前項にかかわらずその他手数料の引落としができなかった場合、当金庫は預金口座を解約することができるものとします。
8. (規定の変更等)
- (1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
 - (2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
 - (3)前2項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

この預金には、本規定のほか、別に定める「普通預金(無利息型普通預金を含む)、総合口座取引、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金共通規定」が適用されるものとします。

以上
(令和2年10月1日現在)

 利根郡信用金庫